2007.1

【国内の PL 関連情報】

脚立からの転落事故をめぐるPL訴訟で、裁判所が原告勝訴の判決を下す

（2006年12月1日　産経新聞）

アルミ製脚立の欠陥により、使用中に脚立から転落してけがをしたとして、製造物責任法（PL法）に基づき、被害者が脚立メーカーなどに約150万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、11月30日に京都地裁であった。

事故当時、当該脚立の脚部分が内側に曲がっていたことなどから、原告は製品欠陥の存在を主張し、専門家による意見書を提出。これに対し被告メーカーらは、「転落の際、原告の身体ないしは持っていた金づちがあたったことが変形の原因」、「落下衝撃が加わった場合、脚はむしろ外側に曲がるはず」などの反論を展開したが、裁判所は、「本件製品には、当初から脚部分の微妙なねじれや、補強金具の不具合があり、これが原因で使用中に脚立が傾いた」として製品の欠陥を認め、被告メーカーらに、原告の請求通り、慰謝料を含む約150万円の支払いを命じた。

ここがポイント

公開されている情報によれば、脚立やはしごの製造物責任を認めた判決としては、本件が我が国初の事例となります。

脚立やはしごからの転落事故については、国民生活センターや製品評価技術基盤機構などにも数多く報告されています。しかしながら、事故原因の大半は使用者による不注意や誤使用と判断されるケースが多く、脚部分の変形が認められるケースにおいても、落下の際の衝撃で変形することがありうるとされているため、これまで欠陥の存在が認定される例はありませんでした。

本事例においても、主に脚部分の変形を巡って欠陥の有無が争われたものですが、今回の訴訟では、変形した脚立を原告が保全した上で、専門家の意見書を取り付けており、裁判所としても、「ねじれ座屈の発生により脚部分が内側に曲がったため、原告がバランスを崩して落下した」とする同意見書の内容を「不合理な点がない」と評価したことが、原告勝訴の決め手となったものです。

製品欠陥が疑われる事故が発生した場合、まずは事実認定をきっちりと行うことが必要です。本件事例でいえば、当該製品の現物確認のみならず、製品の使用履歴、被害者の具体的な作業内容、負傷箇所、事故の際使っていた道具、地面の痕跡、目撃証言などの情報を総合的に勘案し、「何が事実であったのか」を見極めることが大切となります。そのためにも、企業としては、クレーム情報の受付、現場確認、事情聴取などの一連のアクショ

ンがタイムリーになされ、かつ集めた情報が証拠として確保されるような対応体制を整備しておくことが大切です。

経済産業省が製品安全に関する自主行動計画を取締役会で決議するよう企業に求める

（2006年12月14日　日本経済新聞）

近時における製品事故の多発を受け、経済産業省は企業に対し、製品安全に関する自主行動計画の策定を求める。行動計画の内容は、製品安全に関する社内体制の構築、情報収集体制の整備、事故発生時における製品回収マニュアルの策定などを柱とするもので、内部統制の一環として取締役会での決議を行うとともに、社外への公表を要請する。

今後、経産相の諮問機関である産業構造審議会の製品安全小委員会で協議の上、2007年1月以降、業界団体や商工会議所等を通じ要請を行っていくこととしている。

ここがポイント

本件については、昨年12月14日に開催された第4回製品安全小委員会の中で、自主行動計画策定のための指針案が提示されています。

指針案の基本構成は後掲の通りであり、主として消費生活用製品を扱う製造事業者、輸入事業者、修理・設置工事事業者、販売事業者の4業態それぞれに対して指針が定められています。

周知の通り、2006年5月に施行された会社法では、企業に対して、リスクマネジメントやコンプライアンスを中心とする内部統制システム構築の基本方針を取締役会で決議すべきことを求めています。製品を扱う企業としては、PLリスク対策が自社における最重要課題の1つであることを再認識した上で、PLリスク対策に関する経営方針が明確か、推進体制・監査体制が実効性を伴っているかなどの観点で、自社の現状をチェックすることが求められます。

＜参考：「製品安全に関する自主行動指針（案）」概要＞
- 消費生活用製品を扱う事業者は、以下に掲げる対応を製品安全自主行動計画として策定する。
- 関係業界団体は下記の対応について業界内に奨励すべく自らも自主行動計画を策定する。
- 策定した自主行動計画については、適宜、第三者専門機関の助言のもと、定期的に点検し必要な見直しを行う。

１．企業トップの意識の明確化
（１）経営基本方針における「消費者重視」「製品安全確保」の明確化
（２）自主行動計画の取締役会決議と社外への公表

２．体制整備及び取組みについて
（１）リスク管理体制の整備
（２）情報の収集・伝達・開示等の取組
（３）製品回収等の取組
３．中小企業が取り組むべき項目
　　コスト面の制約等を踏まえた実行可能な自主行動計画の策定

ハロゲンヒーター発火の恐れで販売会社が自主回収へ

（2006年12月16日 日本経済新聞、2006年12月23日 読売新聞）

韓国製のハロゲンヒーターが異常発熱し、出火する事故が、2003 年 4 月～2006 年 11 月の間、愛知県内で計 4 件発生したことが判明し、12 月 15 日に経済産業省が使用中止を呼びかけた。
問題の製品は愛知県など東海 3 県を中心に約 2 万台が販売されたが、同製品の輸入会社が廃業状態で、製品の回収ができないことから、12 月 22 日に当該製品を販売した流通 3 社が自主回収を行うと発表した。

ここがポイント

本来でいえば、問題となった製品の回収対応は輸入業者の主導によりなされるべきですが、同社が廃業状態にあることから、消費者の安全を確保するため、本件は販売業者主導による対応とならざるを得ない事態になったものです。

国産品・輸入品に限らず、販売業者としては、本件のような納入元の倒産・廃業等により、自社の責任において製品安全の確保にかかわる対応を行わなければならない事態が起こりえます。販売業者としては、製品の価格や品質のみならず、製造元・納入元における製品事故予防対策の内容や、製品事故発生時における対応能力、賠償資力、経営状態などの点についても予め十分に検証の上、取引を開始するとともに、取引開始後も定期的にチェックを行うようにすることが肝要です。

【海外の PL 関連情報】

電子的情報の証拠開示を盛り込んだ改正連邦民事訴訟規則が施行される

米国の民事訴訟における電子的情報の証拠開示などを新たに定めた改正連邦民事訴訟規則が

2006年12月1日より施行された。

コンピュータが多用される昨今、裁判実務において電子化された情報を民事訴訟の証拠として採用する必要性が生じてきた。この点につき、旧来の規則では、証拠物を“document（書類）”とし、その定義中にある“data compilation（情報集合体）”が電子的情報を表すものとして適用してきたが、もともと紙を想定しての規則であるため議論があり、解釈も分かれていた。このため、1996年から司法諮問委員会にて規則改正の検討がなされ、2006年4月の連邦最高裁承認を経て、同年11月に議会が改正案を承認し、このたび施行の運びとなったものである。

改正規則では、電子的情報を“electrically stored information”として定義し、電子的情報で保存されている証拠の開示義務を明確化するとともに、関連する開示規定の改正がなされた。

今次改正によって修正・新設された主な規定の内容は、以下の通りである。

●開示可能な資料の範囲の中に“electrically stored information”を含める
●電子的情報に関する開示の範囲や方法について、ディスカバリー（開示手続き）の初期の段階で、当事者間で事前協議を行う
●電子的情報の提出に多額の費用が発生するなど、合理的に入手不可能な電子的情報を相手方から要求された場合、双方の主張を踏まえ、裁判官が開示の要否を判断する。
●電子的情報の開示後、弁護士との交信記録などの情報が含まれていることが判明した場合、秘匿特権の主張によって当該情報の開示を制限できる。
●コンピュータの通常かつ日常的な使用の結果、電子的情報を消去したような場合、裁判所は、これを証拠隠滅とみなして制裁を課すことはできない（「セーフ・ハーバー」規定）

現代社会では、ビジネスのあらゆる場面において、電子データによるコミュニケーションや資料作成がなされ、記録保存されています。今回の改正も、こうした実態を踏まえての対応という位置づけとなります。

従来からも、電子的情報の開示手続き（いわゆるＥ－ディスカバリー）は訴訟手続きの一環で実施されていましたが、電子データを証拠として正式に認めるようになったことから、今後は、議論の余地なく大量の電子情報が証拠として開示要求されることになり、企業としては、対応に要する時間やコストがさらに重くのしかかってくるといえます。

秘匿特権の事後適用や、セーフハーバー規定の新設など、企業側への配慮も一定なされていますが、消去されたデータの記録が紙媒体で残っていればセーフハーバー規定のメリットを享受できないなどの点に鑑みれば、必ずしも企業側の負担が大きく軽減するわけではあり

ません。
　企業としては、こうした点も考慮に入れた上で、電子データの取り扱いも含め、文書管理マニュアルの内容（作成・保存・廃棄）に関する見直しや、運用状況のチェックを行うことが得策です。

EU が 2007 年 6 月より新たな化学物質規制「REACH」を導入

　欧州連合（EU）が、2007年6月から新たな化学物質規制「REACH」（化学品の登録、評価、認可に関する規制＝Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals）を導入する。
　本規制は、日常生活品で使用される約3万種類の化学物質を規制の対象としたもので、企業は自社製品で使用する化学物質を、フィンランドに新設される欧州化学庁に登録する義務を負う。使用物質の安全性評価はそれぞれの企業が行い、未登録の化学物質が製品に混入していた場合、化学物質の使用制限や出荷停止などの措置が課せられる。
　新規制による化学物質の最初の登録期限は 2010 年 12 月とされており、対象となる化学物質については段階的に拡大される。

REACH に関する今後のスケジュール

2007 年 6 月 1 日　施行
2008 年 6 月 1 日　欧州化学庁発足
2010 年 12 月 1 日　以下の化学品の登録期限
○年間 1000 トン以上の製造・輸入量のある化学品
○年間 100 トン以上の製造・輸入量のある水生環境に悪影響を及ぼし得る物質
○年間 1 トン以上の製造・輸入量のある CMR 物質（発がん性、催奇性、生殖異常性物質）
2013 年6月1日　年間 100 トン以上の製造・輸入量のある化学品の登録期限
2018 年6月1日　年間 1 トン以上の製造・輸入量のある化学品の登録期限

ここがポイント

　ＥＵでは、近時、製品安全や環境配慮に対する社会の意識が高まりを見せており、２００６年７月には、主に電気・電子製品を対象に、鉛・水銀などの６物質の使用を禁じる RoHS 指令が施行されています。今回ＥＵで導入される新規制・REACH は、RoHS 指令と比べて、規制の対象となる化学物質・製品いずれの範囲も格段に広がることになり、ＥＵ向けの製品を扱う日本企業にとって極めて大きな影響を与えるものです。
　本規制導入の背景には、ＥＵ域内における企業競争力の強化を図るべく、化学物質規制に関する主導権を握ろうとする思惑が存在するとの見方もなされていますが、中国においても RoHS 指令に準じた「中国版 RoHS

指令」が２００７年３月に施行予定とされるなど、化学物質に関する規制強化は、今後グローバルな広がりをみせていくことが予想されます。企業としては、サプライチェーン全体をスコープに入れた形で、自社製品に用いられる化学物質を統合的に管理する仕組みを導入するなど、調達先との連携強化の観点で、自社の体制・対策の現状を見直していくことが求められます。

〈お問い合わせはこちらまで〉